



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

平成21年6月8日(月)

職業安定局雇用開発課

(担当) 課長 水野 知親

課長補佐 横田 喜美子

(代表) 03(5253)1111(5694)

(夜間直通) 03(3502)1718

雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の拡充について

【見直しのポイント】

- 助成対象となる教育訓練の要件緩和と訓練費の引き上げ
事業所内における教育訓練について半日単位の実施も可能となりました。また、雇用調整助成金の訓練費を1,200円から4,000円に引き上げました。
- 在籍出向者の休業等を助成対象として追加
これまで助成対象外であった在籍出向者(出向元で雇用保険被保険者となっている者)による出向先における休業等について、出向元及び出向先で生産量要件を満たし、出向元との休業等協定に基づき実施された場合に、助成対象となります。
- 障害のある人に係る助成率の引き上げ
障害のある人の休業等及び出向について、助成率を引き上げました。
 - ・ 雇用調整助成金 2/3 → 3/4
 - ・ 中小企業緊急雇用安定助成金 4/5 → 9/10
- 1年間の支給限度日数の緩和
これまで、1年間の支給限度日数は200日でしたが、これを撤廃しました。
(3年間の支給限度日数は300日(現行どおり))
- 計画届の変更の際の手続きの簡素化
助成金にかかる計画届の変更手続きを、休業等協定の変更を伴わない場合に限り、郵送、FAX、電子メール等により行うことが可能となりました。

現下の雇用失業情勢の急速な悪化により、事業活動の縮小を余儀なくされ、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い、雇用を維持する事業主に対して、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金(助成金の概要は別紙1(PDF:155KB)のとおり)を支給しているところですが、今般、平成21年度第1次補正予算の成立を受け、別紙2(PDF:109KB)のとおり、一層の拡充を行うこととしましたので発表します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金について

～雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を行い、その雇用の維持を図る事業主を支援します～

◆助成金の概要◆

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図る場合、その賃金等の一部を助成します。

◆支給対象◆

- ◎支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- ◎支給対象労働者：雇用保険被保険者（被保険者であった期間は問いません）

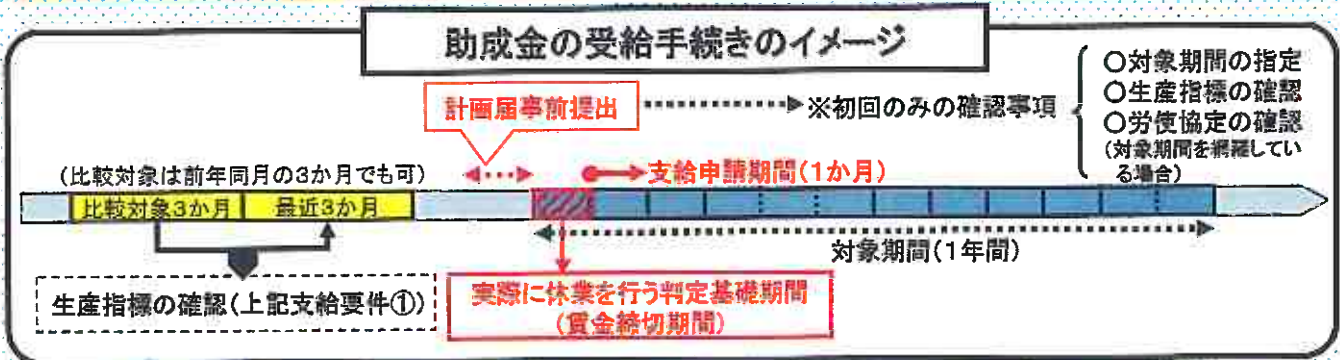
◆支給要件◆

- ①最近3か月の生産量、売上高等の指標がその直前3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること（中小企業で前期決算等の経常損益が赤字の場合、5%未満の減少でも可能）
- ②実施する休業、教育訓練及び出向が労使協定に基づくものであること（計画届の提出時に協定書の提出が必要）等

◆受給手続き◆

本助成金は事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間（賃金締切期間）ごとに事前に計画届を提出することが必要です。支給申請期間は判定基礎期間終了後1か月以内です。（下記イメージ参照）

助成内容	大企業（雇用調整助成金）	解雇等を行わない場合
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：2/3 →（障害のある人の休業等及び出向については、3/4） ➢ 教育訓練実施に係る加算額：4,000円 	
	中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 休業、教育訓練、出向に係る費用の助成率：4/5 →（障害のある人の休業等及び出向については、9/10） ➢ 教育訓練実施に係る加算額：6,000円 	<p style="text-align: center;">2/3 ⇒ 3/4</p> <p style="text-align: center;">4/5 ⇒ 9/10</p> <p>※解雇等は雇止め、派遣労働者の中途契約解除等を含みます。</p> <p>※教育訓練実施に係る加算額を除いた日額は7,730円が上限。</p>



★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

雇用調整助成金制度の見直しについて

★ **NEW** については、政府の経済危機対策を受けて、平成21年6月8日から実施。

1 助成金の支給対象が広がりました！

▶対象労働者の拡大

雇用保険被保険者期間6か月以上の労働者を対象としていましたが、期間を問わず被保険者全員が対象となり、新規学卒者等も利用できるようになりました。

▶生産量要件の見直し

従来、原則として「生産量」により事業活動の縮小を確認していましたが、「売上高又は生産量」により確認できるようになりました。

▶特例短時間休業を支給対象に追加

1時間単位で休業する場合は、事業所の被保険者全員がいつせいに休業する必要がありましたが、労働者ごとに1時間単位で休業することが可能となりました。

▶助成対象となる教育訓練の要件緩和と基準の見直し **NEW**

教育訓練の対象範囲が幅広く認められるようになるとともに、事業所内における訓練について、半日単位の実施も可能となりました(ただし、訓練費は半額)。

▶在籍出向者の休業等を支給対象に追加 **NEW**

在籍出向者が出向先において休業等をした場合は対象外でしたが、出向元と休業等協定を結ぶこと、出向元において支給要件を満たすこと等により、利用可能となりました。

2 助成金額がUPしました！

▶教育訓練費がUP

- ・大企業 1,200円→4,000円 **NEW**
- ・中小企業 1,200円→6,000円

▶解雇等を行わない場合は助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4
- ・中小企業 4/5→9/10

▶支給限度日数がUP

- ・1年間 200日→撤廃 **NEW**
- ・3年間 150日→300日

▶障害のある人に係る助成率がUP

- ・大企業 2/3→3/4 **NEW**
- ・中小企業 4/5→9/10 **NEW**

助成金の支給までの資金繰りについては、中小企業庁・金融庁から政府系を含む金融機関に対して協力を要請しています。^{※1} 個別のご相談については、助成金の申請を行っていることが確認できる書類をご持参の上、全国900箇所に設置されている「緊急相談窓口^{※2}」にご相談ください。

※1 日本政策金融公庫では、雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金等)の届出を行った企業に向けた低利融資(地域活性化・雇用促進基金)を5月11日より実施しています。

※2 中小企業庁のホームページを参照：<http://www.chusho.meti.go.jp/>


3 支給申請がしやすくなりました！

▶支給対象となる休業等から、時間外労働等を行った時間数を相殺して支給額を決定していましたが、この取扱いを廃止しました。

▶計画届の変更について、郵送、FAX、メール等により行うことが可能になりました。 **NEW**

▶申請様式について、一部の支給申請書等を除いて、所定の事項が記載されていれば、事業所が作成した任意の様式により申請することが可能になりました。

★詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください★

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)